

災害時における医療救護に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と社団法人山形県看護協会（以下「乙」という。）とは、災害時における救護所等への看護師等の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、必要に応じ乙に対して看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

（災害時医療救護計画）

第3条 乙は、甲の医療従事者の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、災害時における医療救護の計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 災害時医療救護計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) その他必要な事項

（医療従事者の派遣要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定に基づき乙に派遣を要請するときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣先の場所
- (4) 派遣者数
- (5) 派遣期間
- (6) その他必要な事項

（業務の内容）

第5条 医療従事者は、原則として、避難所及び災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医師の指示に基づき、次に掲げる医療救護活動を行うものとする。

- (1) 傷病者に対する応急手当及び看護
- (2) 傷病者の救護所への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）

第6条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、医療従事者が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

(指揮命令)

第8条 現地での指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(費用の弁償)

第9条 法令に定めがあるもののほか、甲の要請に基づいて派遣した場合における次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用了もの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の派遣に要する費用

(医療従事者への災害補償)

第10条 甲は、甲の要請に基づき医療救護に従事した者が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月25日山形県条例第66号）」に定めるところによりその損害を補償する。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙については事務局長とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第13条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年7月24日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市松栄一丁目5番45号
社団法人山形県看護協会
会 長 齋藤 カツ子